

株 主 各 位

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号  
株 式 会 社 ヴ ィ ン ク ス  
代表取締役 社長執行役員 吉 田 實

## 第26回定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第26回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

### 記

- 報告事項**
1. 第26期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第26期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。
- 決議事項**
- 第1号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
なお、変更後の定款の内容は、後記のとおりであります。
- 第2号議案** 取締役10名選任の件  
本件は、原案どおり承認可決され、取締役に吉田 實、藤田俊哉、今城浩一、大西 誠、木元 覚、服巻俊哉、豊田浩一、岡嶋秀実、川口 勉、大石健樹の10氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第3号議案** 補欠監査役1名選任の件  
本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に松倉 哲氏が選任されました。
- 第4号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件  
本件は、原案どおり退任取締役瀧澤 隆氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することに承認可決されました。

以 上

<ご参考>

変更後の定款の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
第1条～第26条 (条文省略) 第27条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間</u> に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第1条～第26条 (現行どおり) 第27条 (取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第28条～第35条 (条文省略) 第36条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間</u> に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第28条～第35条 (現行どおり) 第36条 (監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に</u> 、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第37条～第43条 (条文省略)	第37条～第43条 (現行どおり)

## お知らせ

### 1. 期末配当金のお支払について

第26期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により払渡期間内（平成27年6月26日から平成27年7月27日まで）にゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）にてお受け取りください。

なお、配当金の振込先をご指定の株主様には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の株主様には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封させていただきましたのでご確認ください。また、配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様につきましても、配当金の支払の都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

### 2. 配当金のお振込扱いのご案内

安全・確実に配当金をお受け取りいただくために、個別銘柄指定方式、登録配当金受領口座方式、株式数比例配分方式のご利用をお勧めいたします。

<お手続きのお申出先・お問い合わせ先>

お取引証券会社へお問い合わせください。

以 上